

各国における電子商取引の 把握の状況について

令和 7 年 3 月 28 日

総務省統計委員会担当室

本日の御報告内容

- 1 主要国に対するヒアリングの実施状況
- 2 EU諸国とのデータ提供について（文献調査）

1 主要国に対するヒアリングの実施状況

- 各国の電子商取引関連調査の実態を把握するため、主要国統計機関に対してヒアリングを実施。
- 2月に各機関にクエスチョンnaireを送付し、3月中の回答を依頼。
(現在、各統計機関からの回答を取りまとめ中。)
- 対象国
 - 米国、カナダ、英國、韓国
(EU諸国)
 - オランダ、ドイツ、スペイン、ベルギー、デンマーク、エストニア

1 主要国に対するヒアリングの実施状況

- クエスチヨネア（質問事項）の内容

- (1) 電子商取引の調査結果の利活用

- ① 統計調査の名称
 - ② OECDへのデータの提供の有無
 - ③ データの利活用の目的

- (2) 電子商取引の調査方法

- ① 対象としている産業の範囲
 - ② 電子商取引の定義

- (3) 統計調査と項目の結果精度

- ① 結果精度の評価
 - ② 項目回答率
 - ③ 調査への回答率
 - ④ 標準誤差率及び変動係数
 - ⑤ 統計の品質を測定する指標
 - ⑥ 公表を取りやめる基準
 - ⑦ オルタナティブデータの活用
 - ⑧ 調査の困難な点及び解決策

2 EU諸国のデータ提供について（文献調査）

（1）Eurostatへのデータ提供義務

- EU諸国は、企業統計に関するEU規則 “REGULATION (EU) 2019/2152” に基づき、電子商取引に関するデータをEurostatに提供している。

（※） 提供されたデータは、EurostatからOECDに提供。

→EU諸国は、電子商取引のデータの利活用の目的（前頁(1)③）は、Eurostatへのデータの提供と回答している。

- 上記EU規則の下位規則 ^{（※）}において、調査項目など、提供するデータの技術的な詳細が規定されている。

（※）「ICT利活用及び電子商取引」に関する規則であり、毎年制定。

2 EU諸国のデータ提供について（文献調査）

（1）Eurostatへのデータ提供義務（続き）

- 具体的には、以下の項目^(※) のデータ提供が義務付けられている。
 - 財又はサービスのウェブ販売の金額又は総売上高に占める割合
(財又はサービスのウェブ販売の金額に占める以下の項目の割合)
 - 個人消費者に対する販売 (B2C)
 - 他の企業に対する販売 (B2B) 及び公的部門に対する販売 (B2G)
 - 自社のウェブサイトやアプリを介した販売
 - 電子商取引のマーケットプレース業のウェブサイトやアプリを介した販売
 - 財又はサービスのEDI型販売の金額又は総売上高に占める割合

(※) 最新の実施規則を仮訳。

2 EU諸国のデータ提供について（文献調査）

（2）Eurostatのモデル調査

- Eurostatは、ICT利活用及び電子商取引に関するモデル調査「Community Survey on ICT Usage and E-commerce in Enterprises」を示している（前頁の項目は全て盛り込まれている）。
- ⇒多くのEU諸国では、このモデル調査に基づく統計調査によって、電子商取引について把握している。

2 EU諸国のデータ提供について（文献調査）

（2）Eurostatのモデル調査（続き）

- モデル調査の調査票^(※)によると、電子商取引の定義は、次のとおりである。

「財又はサービスの電子商取引販売とは、受注を目的として特別に設計された方法により、ウェブサイトやアプリ、EDI型のメッセージなどを介して、注文が行われる取引（販売）をいう。決済は、オンライン又はオフラインのいずれにより行われてもよい。電子商取引には、電子メールによる注文は含まれない。」

⇒この定義は、OECDの定義と本質的に同じである。

(※) 「Questionnaire 2024」を仮訳。

2 EU諸国のデータ提供について（文献調査）

（2）Eurostatのモデル調査（続き）

- モデル調査では、NACE（欧州共同体経済活動統計分類）Rev. 2の以下の産業^(※)を調査対象とすることとされている。

セクション

- C 製造業
- D 電気、ガス、蒸気及び冷房の供給
- E 水の供給、下水・廃棄物の処理・修復活動
- F 建設業
- G 卸売業・小売業、自動車及びオートバイの修理
- H 運輸業、倉庫業
- I 宿泊、飲食サービス活動
- J 情報通信業
- L 不動産業
- M 専門的、学術的、技術的活動
- N 管理、補助的サービス活動

ディビジョン

- 95.1 コンピュータ及び通信機器の修理

(※) 産業名は「NACE Rev. 2」を仮訳。